

## ○資金の運用及び管理に関する細則

平成26年10月18日制定

平成27年 1月17日改正

平成28年 6月11日改正

令和 3年 6月 5日改正

令和 4年 2月19日改正

令和 5年10月21日改正

### 資金の運用及び管理に関する細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組規約（昭和61年5月25日制定。以下「規約」という。）第51条に定める資金の運用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この細則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金とは、規約第12条に定める施設修繕積立金、維持管理費、繰越金（決算剰余金を含む。）及び基金をいう。
- (2) 債券とは、国債（日本国が発行するものに限る。）、地方債（日本国内の地方自治体が発行するものに限る。）、政府保証債（日本国政府が元本と利息を保証するものに限る。）及び地方金融機構債（国内債に限る。）をいう。
- (3) 預金債券とは、金融機関に対して寄託した金銭債権のうち普通預金、定期預金及び郵便貯金をいう。

#### (資金の運用方針)

第3条 資金は、債券の買い入れ及び預金債券による運用を基本とする。

- 2 普通預金は、決済上必要な金額を確保した保有高とし、可能な限り債券の運用によるものとする。

#### (国債の運用)

第4条 国債は、償還期間が10年以内の利付国債に限り、運用することができる。

#### (地方債の運用)

第5条 地方債は、都道府県又は政令市が発行する償還期間が5年以内の公募債で、かつ、国債と同等又はこれに準ずる格付けのあるもの限り、運用することができる。

- 2 前条に規定する国債の募集がない場合、又は前項に規定する購入可能な公募債の

募集がない場合は、償還期間が10年以内の公募債により運用することができる。

(政府保証債及び地方金融機構債の運用)

第6条 政府保証債及び地方金融機構債は、償還期間が10年以内の債権に限り、運用することができる。

(債券の購入)

第7条 債権の購入は、新発債又は既発債によるものとする。

2 削除

(債券保有高の一部制限)

第8条 償還期間が5年を超え10年以内の債券の保有高は、債券及び預金債券の合計保有高の2分の1以内とする。

2 前項に規定する償還期間は、債券の残存期間により判断するものとする。

(預金債券の運用)

第9条 預金債券は、次の各項に定めた運用とする。

2 定期預金は、次条に規定する金融機関の各店舗に元本1,000万円を預け入れる方法で運用する。

3 前項の定期預金の預入期間は、1年以内とし、満期後は自動更新するものとする。ただし、修繕工事等の資金調達が必要な場合、又は債券を購入する場合は、この限りではない。

4 普通預金は、その全部を利息の付かない決済用預金とし、次条に規定する金融機関の各店舗に預け入れる方法で運用する。

5 普通預金の保有高が決済上必要な額を控除しても多額となる場合において、資金の管理上支障があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、同項の元本の額を超過した定期預金で運用することができる。

(金融機関の指定)

第10条 規約第50条の規定に基づき、理事長は、別表に掲げる金融機関に組合の預金口座を開設するものとする。

2 前項の金融機関の指定について、いずれかを廃止し、又は追加する場合は、理事長は理事会の承認を得なければならない。

(債券の購入及び売却等)

第11条 債券を購入し又は売却しようとする場合は、前条第1項別表に定める金融機関のほか、千葉県内にある証券会社の本支店又は営業所に組合の口座を開設することができる。

2 債券を売却する必要がある場合は、理事長は理事会の承認を得なければならない。

(理事会への付議)

第12条 会計担当理事が、資金の運用について理事会に付議する場合は、別記様式

により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、その他資金の運用及び管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日前において、実行している資金の運用及び管理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、りそな銀行の住所移転については、令和3年7月5日から施行する。

(適用)

2 三井住友銀行の住所移転については、令和3年1月18日から適用し、ゆうちょ銀行の本店の移転については、平成24年7月17日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日前において、実行している資金の運用及び管理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和5年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、三井住友銀行の住所移転については、令和5年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日前において、実行している資金の運用及び管理については、なお従前の例による。

## 別表

金融機関名	店名	住所
三井住友銀行	成田支店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目1番地1 千葉支店内
りそな銀行	成田支店	千葉県成田市花崎町821番4
みずほ銀行	成田支店	千葉県成田市花崎町816番地2
千葉銀行	成田支店	千葉県成田市花崎町828番地50
京葉銀行	成田支店	千葉県成田市花崎町774番地2
千葉興業銀行	成田支店	千葉県成田市花崎町533番地2
千葉信用金庫	成田支店	千葉県成田市上町549番地
ゆうちょ銀行	本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号